

被告 遠藤千尋

F A C T ①		請求原因 ( X の主張 )		抗弁 ( Y の主張 )		X の反論		
	記号	摘示事項に該当する記事内容	摘示事項	Y : 摘示事項が事実の摘示が 意見なしし論評かの別	Y : 主要事実が真実であることを推認させる事情 ( 意見なしし論評であれば、意見なしし論評の前提とする 事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情 )	書面=[] 証拠=( )	X : 主要事実が真実であることを推認を妨げる事情 ( 意見なしし論評であれば、意見なしし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認を妨げる事情 )	証拠
( F A C T . 4 )	ア	「村田養豚場 ( 村田畜産/村田商店 ) 下流の水質汚濁が長年にわたり問題視されてきました。しかし、奈良県と奈良市はこれら村田養豚場 ( 村田畜産/村田商店 ) による不法行為や迷惑行為をすべて黙認し」 ( 1 頁本文 6 行目 ~ 9 行目 )		「...問題視されてきました」= 事実の摘示 ( ※ただし「摘示事項」には該当しない ) 「しかし、...」= 意見なしし論評	(116)本件記事冒頭で、「不法行為や迷惑行為」と併記されているところ、「迷惑行為ひいては不法行為に該当するかのよう」と解釈するのは、牽強付会に過ぎる。 【被⑧-9頁(甲2:1頁)】 (117)赤田川の水質汚濁は合併前の加茂町時代から懸案事項となっており、平成14(2002)年ごろに地元三区長から加茂町長への要望など平成14(2002)年ごろから記録がある。 【被④49頁(乙8の2:2頁、乙9の1:1頁)】			
	イ	「赤田川下流の水質汚濁」( 4 7 頁表題 )	村田養豚場が、赤田川の水質汚濁の原因者であり、それにより村田養豚場の下流域において、農業や人体への被害が出ており、原告には違法性がある。	事実の摘示 ※ただし「摘示事項」には該当しない。	(118)平成28(2016)年12月26日、木津川市による赤田川の水質検査で、著しい水質汚濁が検出(高田でBODが30mg/L、CODが28mg/L)された。 【被①4・49頁(乙8の1:4頁)】 (119)平成29(2017)年4月10日、工又エス環境株式会社は、提案書において「特に糞便生大腸菌が10,000個/mlを超過した状態は、し尿レベルの汚染であり、他の病原菌に汚染が心配される。一般河川、また農業用水として衛生的に心配。」と指摘した。 【被①4・50頁(乙8の1:2頁)】 (120)平成29(2017)年4月14日、京都府山城南農業改良普及センターは「現在の水質が続けば、水稲・ナス等への生育への影響が懸念される」との見解を示した。 【被①4・50頁(乙8の2:1頁、乙9の2:2頁)】 (121)木津川市は赤田川の水質汚濁を「府県境を跨ぐ公害」と捉えている。 【被④49-51頁(乙9の1:4頁、乙9の2:1・2頁)】 (122)平成29(2017)年5月30日、木津川市は赤田川水質汚濁状況調査を実施した。現地調査の報告書では、村田養豚場を境に河川の状況が変化の様子が報告された。こうした河川の状況は、被告が川の上から観察して感じていた印象(本件記事)と一致する。 【被①5・49-51頁(甲2:51頁、乙10:2頁)】 (123)平成29(2017)年6月23日には、京都やましろJ A から木津川市長に、赤田川の水質改善を求める要望書が直接手渡された。 【被①5・51頁(乙11)】 (124)平成29(2017)年7月21日、西小・大門・高田・観音寺・大野の流域五地区から、赤田川の水質改善要望書が、木津川市長に直接手渡された。 【被①5・51-52頁(乙12)】 (125)加茂町と京都府は原告に対し立ち入り調査を受け入れるよう求めていたが、平成15(2003)年3月、原告は京都府側の立ち入りを拒否している。 【被④49頁(乙9の1:3頁)】 (126)平成29(2017)年8月、原告は木津川市及び京都府による村田養豚場への立ち入り調査を拒否し、京都府が求めた調査内容についても回答を拒否した。 【被①5・51-52頁(乙13:3頁)】 (127)平成29(2017)年11月7日、木津川市長が奈良県農林部長と懇談し、村田養豚場を念頭に、赤田側水質改善への協力と、事業者を適切に指導することを依頼した。 【被①5・52-53頁(乙14)】 (128)平成29(2017)年11月、木津川市による赤田川水質汚濁状況調査報告書は、赤田川の汚濁原因について「府県境に位置する養豚場付近で、高濃度かつ大量の有機汚濁成分が排出されて、赤田川の水質汚濁を引き起こしていると考えられる」と結論づけた。 【被①5・53-54頁(乙15:25頁)】 (129)平成29(2017)年11月14日、木津川市長が奈良県知事を訪れ、赤田川の水質改善に配慮を願う要請書を手渡した。当初木津川市はこの要請書を京都府知事と連名で提出することを希望していたが、このことは木津川市の問題解決にかけ強い意志を感じさせる。また、検討中の文案では「奈良市と木津川市の境界付近で河川の状況が大きく悪化していることが確認され、その付近にある事業所が上流側の汚濁源の一つとなっている可能性が示唆されています」としており、最終案よりも踏み込んだ表現となっていた。 【被①5・54頁(乙17の1乃至3)】 (130)平成29(2017)年11月22日、木津川市長が奈良市長を訪問して、奈良県知事宛と同内容の要請書を手渡している。この要請文においても、途中の文案は最終案と少し異なっており、「調査・対応をされた結果につきましては、木津川市及び京都府に提供いただけますようお願いいたします」という具体的な要請が含まれていた。 【被①6・54-55頁(乙18の1及び2)】 (131)平成29(2017)年11月ごろから、原告にはECメーターの測定値が提供されており、平成30(2018)年2月ごろ、原告は測定値を踏まえ、排水処理設備の改修を行う意向を示した。 【被①6・55-56頁(乙16の1及び2、乙19:1頁、乙20:3-4頁、乙21)】 (132)平成30(2018)年3月ごろ、原告は木津川市が市道管理、水路管理、境界確定等に関して原告の要望を受け入れない限り、排水処理設備の改修を取りやめるとした。 【被①6・56頁(乙22、乙23:2頁)】 (133)木津川市の平成30(2018)年3月5日付け報告書「村田養豚場の排水対策に関する奈良県畜産課からの連絡」2頁に「木津川市は原因者を村田養豚場とは特定していない。奈良県が特定したのなら、市に報告があったのか？」とのメモ書きがある。このことから、原告が赤田川水質汚濁の原因者であるということを前提として、奈良県が何ごとかを発言していたことがうかがえる。 【被①56頁(乙22:2頁)】 (134)平成30(2018)年3月29日、奈良県、奈良市、京都府、木津川市、原告による合同会議が開かれたが、その席上でも、原告は終始高圧的な態度で木津川市に接しており、「今後、どういった対策をしてもらえるのか」と追っている。また、原告は村田養豚場からの排水が、水質汚濁防止法上、規制対象とならない排水量であることから、「村田養豚場は、基準を満たしており、BOD、CODは基準に含まれていない。河川の色で汚濁していると言えるのか。塩水を流してやろうか」と言い放っている。これなどは、とても「奈良を代表する」ブランド豚を生産する農場の発言とは思われない。 【被①57頁(乙24:3・6頁)】 (135)原告が排水処理設備改修と引き換えに木津川市に要求した水路工事は、原告に近いと思しき業者が下請負し、しかも一括下請負が疑われる極めて異常な工事であった。しかし本件水路工事が完了しても、原告による排水設備改修は、すくには始まらなかった。それどころか原告は、平成31(2019)年3月から4月にかけて、奈良県を通じてさかんに、木津川市に対し追加の水路工事を求めている。 【被①57-59頁(乙62:2頁、乙63、乙64:1頁、乙65:2頁、乙66、乙67、乙68)】			

(136)原告は平成31(2019)年6月上旬ごろに排水処理設備を改修したが、この排水処理設備の主な機能は、固体・油分と液体の分離と見られ、検封段階で紹介されていた回分槽のような、いわゆる浄化槽は見当たらない。また排水処理設備からは汚水が周囲に漏れ出しており、汚水が肥育豚運搬トラックのタイヤと接触し得る状態となっている。その上この排水処理設備は完成した後にも度々配管が変更されている。なお令和元(2019)年10月に追加された装置は縦穴の汚水を攪拌し、固形物を沈殿させないためのものと思われる。  
[被⑥60-62頁、被告⑧8-9頁](乙70、乙71の1及び2、乙72:(31)-(39)、乙118)

(137)本件訴状によれば、原告は排水に自信を持っていることがうかがえる。そうであるならば、相手が木津川市であればどこであれ、立ち入り調査を認めたとして何も支障はないはずである。原告は、木津川市の立ち入り調査を快く受け入れるとともに、自らすすんで、木津川市に排水設備に関する詳細な情報を伝えるべきである。  
[被⑥62頁]

(138)平成29(2017)年11月13日付けの木津川市まち美化推進課の報告書「赤田川水質汚濁状況調査報告書の奈良県・奈良市担当部局への連絡」に、奈良市の発言として「奈良市からも指導等を行う中で、養豚場は、現在、水質改善に向けた新たな対策を検討されている」とあり、奈良県の発言として「畜産農家へは、河川の負担をできるだけ少なくするよう指導を行っている」とある。  
[被⑨9頁](乙16の1:3・5頁)

(139)「汚濁」と言う言葉は水質汚濁防止法特有の表現ではない。  
[被④41-42頁]

(140)公共用水域である赤田川の、その中でも当尾京都府歴史的な自然環境保全地域に指定された区間で、環境基準を超える著しい水質汚濁がたびたびみられることは、そのこと自体が地域にとって被害であると言わなければならない。  
[被④42頁](乙9の2:1・3頁)

(141)村田養豚場は、下流で問題視されている有機汚濁物質に関して、排水規制を受けておらず、したがって、村田養豚場が水質汚濁防止法上の排水基準を満たしていることは、村田養豚場が下流で問題となっている有機汚濁の原因者ではないことを何ら保証しない。  
[被④42-43頁、甲⑩15-16頁、被②29-30頁](甲14:15-16頁)

(142)平成28(2016)年までに行われた民間の調査においても、赤田川の化学的酸素要求量(COD)が木津川水系の中で突出していることが指摘されており、その原因として「上流域にある産廃の山と養豚場」が挙げられていた。  
[被④43頁](乙89:4頁)

(143)もし赤田川下流で具体的な農業被害が出た場合は、下流域農業者から原因者に対し、公害訴訟などが提起されることが大いにあり得る。実際、木津川市は、平成29(2017)年春頃には、赤田川の水質汚濁が深刻化したことを受けて、公害調停あるいは公害訴訟についても検討しており、京都府に対して、公害紛争処理を念頭に、農業被害が出た場合の農業者への支援を要請している。  
[被④44頁](乙9の2:3頁)

(144)赤田川上流の松谷処分場が、赤田川の汚濁源である可能性は、木津川市赤田川水質汚濁状況調査報告書などによって否定されている。  
[被④44-45頁](乙8の1:2頁、乙15:6・12:22頁)

(145)奥之院下流の砂防ダムが、赤田川の二次的な水質悪化の原因となっている可能性が考えられるようになったのは、平成29(2017)年5月30日に行われた木津川市による赤田川水質汚濁状況調査の後である。したがって、平成28(2016)年6月公開の本件記事に、砂防ダムが二次汚濁源となっている可能性について記載がないことは、当然と言える。  
[被④45頁](乙62:1頁)

(146)砂防ダムの取水設備の開閉が行われなくなったのは、開閉機構が故障したことに加え、開放時に汚濁した底質を含んだ黒い水が下流に流れ込むためである(乙15-25頁)。  
[被④45頁](乙15:25頁)

(147)砂防ダムが二次的な水質悪化の原因となる理由は、ガスとともにスカム状の物質が噴き上がり、それが水面を浮遊して、下流に流れ下ることなどによる。この現象は、赤田川上流から大量の有機汚濁成分が流れ込むことによって生じていると考えられ、それゆえに砂防ダムは、「二次的な」水質悪化の原因とされている。  
[被④45-46頁](乙15:20頁)

(148)現在では、砂防ダムにおいて、スカム状物質の噴き上がりは少なくなっており、砂防ダムが二次汚濁源となっているとは考えられていない。  
[被④46頁](乙62:2頁)

(149)砂防ダム改修について、京都府山城南土木事務所は、河川法に基づき、有機汚濁成分流入の原因者に現状復旧させること、あるいは、原因者に代わって木津川市が現状復旧を行い、原因者にその費用を請求することが可能であると結論づけている。  
[被④46頁](乙90:3頁)

(150)原告による川の改善は、水質改善のための工夫というよりも、食品残渣が流出した際、それが露見することを避けるための工夫であったと解する余地もある。なお、原告の主張する川の改善が行われた「平成29年夏が秋頃」は、本件記事が公開されたあとである。  
[被④48-49頁、原⑩19頁](乙10:2頁、乙15:7頁、乙31:(1)-(3)(18)-(24)、乙56:(1)-(8))

(151)原告が新しい排水設備設置の工事を開始したのは、令和元(2019)年5月ごろである。これは原告が、被告に対し、本件御通知書の内容証明郵便で送付した平成31(2019)年3月1日よりもあとである。原告はこの新しい排水設備が令和元(2019)年10月の時点でほぼ完成したとするが、これは原告による本訴訟の提起よりあとであることはもちろん、被告が被告第1準備書面を提出した2019(令和元)年9月10日よりもあとである。  
[被④49頁、原⑩19頁](乙72:(25)、乙1)

(152)原告が、下流域からの苦情に触れず、「弥勒の道プロジェクト」の要求に応じて努力をしてきたと主張することには、問題を、原告と被告の関係のみに矮小化しようという、原告の戦略的意図が込められているものと考えられる。  
[被④49-50頁、原⑩20頁](乙11、乙12、乙15、乙17の1、乙18の1)

(153)被告は、本件記事公開後、原告による訴訟提起を受けた後の、令和元(2019)年9月11日まで、本件記事を一切変更しておらず、また原告も、平成31(2019)年3月1日の本件御通知書送付まで、本件記事を具体的に指定して、被告に何かを要求したことはない。したがって「原告を攻撃し続ける被告の対応は、非常に苛烈なものである」とする原告の主張は、実態を反映していない。  
[被④50頁、原⑩20頁]

(154)原告は木津川市の立ち入り調査を拒んでいる上、奈良県や京都府などにも、木津川市に村田養豚場に関する情報を提供しないよう求めている(乙24-8頁)ので、原告の排水に対する取組みは、木津川市にほとんど把握されておらず、当然の帰結として、木津川市による下流域への説明でも、原告の取組みの詳細はほとんど伝えられていない。この状況で、被告に対し、原告の取組みを理解するよう求めることには無理がある。  
[被④59-60頁、被⑤50頁](乙9の1:3頁、乙13:3頁、乙24:8頁、乙69、乙119)

(155)被告の主張は「平成29年11月の木津川市赤田川水質汚濁状況報告等において、赤田川の水質汚濁源が村田養豚場付近であることまでは特定している」ことのみを依拠するものではない。  
[被④4-5頁](乙15:25頁)

(156)被告は、本件記事の水質汚濁に関する記事において、原告に違法性があるとは述べていない。  
[被⑤5・30-31頁](甲2:47-54頁)

(157)「赤田川で著しい水質汚濁が続いている中、その原因として疑われているのだから、原告は、ブランド豚のうたい文句にふさわしい環境対策として、浄化槽を設置するべきだ」という意見の表明が、「赤田川下流の水質汚濁(FACT.4)」の趣旨である。  
[被④28-29頁](甲2:47-54頁、乙114:3頁)

(158)「平成29(2017)年11月の木津川市赤田川水質汚濁状況報告等(乙15)において、赤田川の水質汚濁源が村田養豚場付近であることまでは特定している」ことは、赤田川の水質汚濁源が村田養豚場であると疑われていることの妥当性を補強しこそすれ、否定するものではない。  
[被④29頁](乙15:25頁)

(159)被告は「村田養豚場が赤田川の水質汚濁の原因者である」とは断定していない。  
[被④30頁](甲2:47-54頁)

(160)原告自身、平成28(2016)年6月時点における事実のみに基づいて、主張を展開していない。したがって、被告が、原告の主張に反論するために、平成29(2017)年11月の木津川市赤田川水質汚濁状況調査報告書等に触れたことは、当然である。  
[被④31頁、原⑩18頁]

ウ	「村田養豚場(村田畜産/村田商店)からの排水が、下流に著しい水質汚濁をもたらしている可能性について、長年にわたり何度も議論されています。」(47頁頭書3行目~6行目)		(117) (161)被告は、本件記事公開前に、木津川市議会において、赤田川の水質汚濁問題が長年議論されており、村田養豚場がその原因と疑われていることを、インターネット上に公開された木津川市議会議事録で確認していた。 【被④43頁(乙6)】		
エ	「赤田川北の地権者(Aさん)によると、養豚場の少し下流の山林の持ち主が、しいたけ栽培のため川からポンプで水を汲み上げていたが、糞尿ですぐポンプが詰まるとぼやいていた」(50頁5行目~7行目)		(123) (162)村田養豚場直下の赤田川に、強烈な悪臭を放つ泥が溜まっていることや、村田養豚場を境に赤田川の水質汚濁状況が一変することについても、木津川市が行った赤田川の踏査によって、確かめられている。 【被④30頁(乙10:2頁)】		
オ	「砂防ダムより上流であるためか、渓流にある水たまりにも、どろりとした茶色いヘドロがたまっています。撮影した人によると、谷にただよう濁しぶきが乾いて、葉っぱやあたり一面白い粉をふいていたとのこと。撮影した人は、帰宅後熱が出ました。」(50頁9行目~51頁2行目)		(163)本件記事に、原告による水質汚濁防止法違反を指摘する記述はない。また、赤田川下流で具体的な農業被害が発生していると指摘している箇所もない。村田養豚場からすぐ下流の浄瑠璃寺奥之院付近では、著しい水質汚濁が頻りに観察されているので、被告はそのことを象徴する出来事をいくつか紹介したに過ぎない。 【被④8・9・44頁(甲2:50-51頁)】		
カ	「こうした水質汚濁の原因として、木津川市議会で長年議論されている場所のひとつが、奈良ブランド豚「郷Pork」を生産する村田養豚場(村田畜産/村田商店)です。」(51頁6行目~10行目)		(117)(161)		
キ	「村田養豚場より下流に限って糞尿あるいはどぶ川のような臭いが酷いという現実があります。最近には特に日暮れごろに臭くなります。谷の上の尾根道まで臭いが漂ってくるほどです。外にいる人が少なくなる時間を見計らって汚水が流されているのかもしれない。」(51頁6行目~10行目)	「...臭いが漂ってくるほどです。」=事実の指示(※ただし「指示事項」には該当しない) 「外にいる人...」=意見なし 論評	(123) (164)「人が少なくなる時間を見計らって汚水が流されて」いたこと自体は、のちに木津川市が、赤田川の奥之院付近で実施したE-C連続モニタリング調査において、高い頻度で夜間に、人為的な水質汚濁が検知されたことにより、科学的に裏付けられた 【被④30頁(乙15:22頁)】		